

国際海事機関（IMO）
第 29 回臨時理事会 共同文書（要約）

共同文書の主な内容は以下のとおり。

- 1 理事会は、北朝鮮により適切な航行警報なく行われてきたミサイル発射を受けて、IMO 第 97 回海上安全委員会（2016 年 11 月 21 日～25 日）が承認した回章 MSC.1/Circ.1551（航行の安全を脅かす行動に関する航行警報）（別添）に留意する。
- 2 同回章にもかかわらず、北朝鮮は、関連する国連安保理決議に反し、ミサイルの不法な発射を繰り返している。最近では、アジアと北米とを結ぶ重要な航路の上空をミサイルが通過し、航行の安全に重大な危険をもたらした。こうした事態を受け、本文書の共同提案国は、理事会が、同回章等に基づき、国際海運を脅かすような行動を一層強く非難し、北朝鮮に対して強いメッセージを発する差し迫った必要性があることを認識する。
- 3 これに関連して、共同提案国は、国際民間航空機関（ICAO）が、2017 年 10 月 6 日の臨時理事会において、北朝鮮による弾道ミサイルの不法な発射に対する「強い非難」を表明し、関連条約等の遵守を北朝鮮に対して強く求める旨の作業文書を採択したことに留意する。
- 4 以上のような背景の下、理事会は、次の行動をとるよう要請される。
 - （1）国際貿易に従事する海運の安全に対して明白かつ深刻な危険をもたらした北朝鮮による最近のミサイル発射を強く非難すること。
 - （2）北朝鮮が、海上安全委員会の回章 MSC.1/Circ.1551 に従い、国際航路の上空を越える弾道ミサイルの不法な発射を停止することが不可欠であることを繰り返し表明すること。
 - （3）上記の決定を全加盟国に対して回章に付するよう事務局長に指示すること。

(別添資料)

2016年11月25日付 IMO 海上安全委員会回章 MSC.1/Circ.1551 (仮訳)

航行の安全を脅かす行動に関する航行警報

- 1 海上安全委員会は、その第97回会合(2016年11月21日~25日)において、北朝鮮により適切な航行警報の発出なく行われてきた数多くのミサイル発射に関する報告を受け、海上における安全に深刻な脅威をもたらすこれらの行動に対する重大な懸念を表明した。
- 2 海上安全委員会は、「世界規模の航行警報サービス」に係る改正されたIMO総会決議A.706(17)並びに「航行の安全を脅かす行動に関する航行警報」に係る同委員会の回章MSC/Circ.893及びMSC.1/Circ.1225の重要性及び継続的効力を確認した。
- 3 海上安全委員会は、事前通告のないミサイル発射を繰り返すことがこれらの文書に明確に違反していることを認識し、及びそのような行動によって航行の安全が損なわれることがないことを確保する重要性を強調した。
- 4 海上安全委員会は、以上を受け、全加盟国に対して次のことを求めた。
 - (1) 航行の安全を最大限重視し、及び国際貿易に従事する海運に悪影響を及ぼしかねないいかなる行動をも回避すること。
 - (2) (加盟国の)行動が航行の安全を脅かすことのないよう、1974年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)附属書第V章第4規則及び「世界規模の航行警報サービス」に係る改正されたIMO総会決議A.706(17)に掲げる勧告(特に同決議の別添1のpara 4.2.1.3.13)を厳守すること。
- 5 加盟国は、この回章を全ての関係者に知らせるよう要請される。